



令和2年3月30日

大臣官房総務課

「国土交通省組織令の一部を改正する政令」が公布されました

令和2年度の国土交通省の組織改編を実施するため、国土交通省組織令について所要の改正を行うもの。（令和2年4月1日施行）

I. 背景

今般、国土交通省の所掌事務の的確な遂行を図るため、国土交通省組織令について所要の改正を行うものです。

II. 概要

国土交通省組織令を以下のとおり改正します。

(1) 大臣官房に置く技術審議官の数の変更

空港における自然災害への対応のための体制を整備するため、大臣官房に置かれる技術審議官を一人追加する。

(2) 自動車局技術・環境政策課及び安全・環境基準課の設置

急速に進展する自動運転技術や超小型モビリティに係る技術に対応した基準を迅速かつ的確に策定するための体制を整備するため、安全・環境基準課を新設するとともに、技術政策課及び環境政策課を技術・環境政策課として統合する。

(3) その他所要の改正を行う。**III. 今後のスケジュール**

施行：令和2年4月1日（水）

【問い合わせ先】

大臣官房総務課 法規第七係 村瀬、酒居

直通：03-5253-8185

（内線21-484、476）

代表：03-5253-8111

FAX：03-5253-1523